

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

開催ご案内

静岡労働局長登録番号 第1号

(登録有効期間満了日 令和9年2月14日)

主催 建設業労働災害防止協会 静岡県支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL (054) 255-1080 FAX (054) 272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

(取扱・連絡先)

建設業労働災害防止協会 袋井分会

〒437-0024 袋井市三門町11番の12

TEL 0538-42-4338 FAX 0538-42-4330

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

記

1. 講習開催日及び会場

回数	講習開催日・講習会場	開催コース	開催時間
1	令和4年12月19日(月)	全コース	9:00~16:10 (8:50~開始)
	令和4年12月20日(火)		9:00~16:40 (8:50~開始)
2	令和4年12月22日(木)	全コース	9:00~16:10 (8:50~開始)
	令和4年12月23日(金)		9:00~16:40 (8:50~開始)
	講習会場 協同組合 浜松卸商センター アルラ 2F 大ホール 〒432-8055 浜松市南区卸本町37		

(令和4年10月~)

2. 講習の科目及び時間

一日目	1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間
	2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
	3 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
二日目	4 現地調査の実際と留意点	4 時間
	5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
	小 計	11 時間
	修了考査(筆記試験)	1.5 時間
合 計		12.5 時間

3. 受講資格

建築に関して11年以上の実務の経験を有する者は会社の実務証明書欄の記載をお願いします。

11年の経験に達していない者は下記の受講資格に沿って申込みください。

(1) から (7) のいずれかに該当する者

受講資格番号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有するもの	
(7)	建築に関して11年以上の実務の経験を有するもの	

(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	左記技能講習修了証写し及び受講申込書の【実務証明欄】に記載
-----	---	-------------------------------

4. 講習会費

	受講料	テキスト代	昼食代	合計(消費税込)
全コース	41,000 円	4,630 円	1,600 円	47,230 円

※建災防静岡県支部会員につきましては、テキスト代(1,000円)を補助します。

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、写真(2枚)を貼付して、当袋井分会に受講料を添えて申し込んでください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。
※サイズは縦3cm×横2.5cmで印画紙によるものし、カラーコピー等によるものは使用できません。(裏面に会社名及び氏名を記入してください。)
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なもの いずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面 在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なもの ②写真付きのもの 各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付) または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 3の受講資格で示したとおり、受講及び受講科目の一部免除についてはそれぞれ資格が必要ですので、それぞれ資格を証明する書類(実務証明書、卒業証明書のコピー、修了証・免許証等のコピー)を必ず受講申込書に添付してください。
- (6) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (7) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (8) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

(令和4年10月～)

- (9) 講習会は日本語（漢字を含む）のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応（理解、読み書き等）できる方を対象として受付いたします。

6. そ の 他

- (1) 当日は受講票・筆記用具（鉛筆・消しゴム・マーカーペン等）を持参してください。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (4) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けてください。
- (5) 修了証は修了試験合格者に交付します。
- (6) 修了証の交付は、講習終了後 3 週間以内に所属事業所若しくは団体あてに発行いたします。
- (7) 修了考査に不合格の場合は 1 カ月以内に再修了考査を実施いたします。
不正行為によって、不合格となった者は除きます。
- (8) 再修了考査の受験料は、6,000 円(消費税込)です。
- (9) 石綿作業主任者技能講習を修了した方も全コースを受講していただき、修了考査(筆記試験)は全科目を受験していただきます。